

令和元年度第2回大田区自転車等駐車対策協議会について

1. 第2回協議会の概要

①第2回協議会の次第

- 【日程】 令和2年2月3日（月）
午前10時から
- 【会場】 大田区産業プラザ6階 D会議室
- 【報告】 ①令和元年度第1回のまとめ
- 【議事】 ①「とめる」施策に関すること
②「はしる」施策に関すること
③「まもる」施策に関すること
④次期計画骨子（案）に関すること

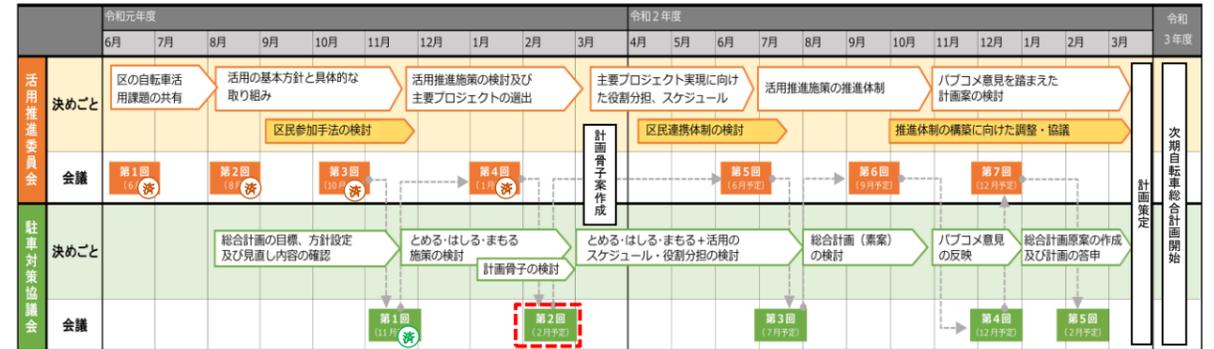


第2回協議会の様子

②第1回（前回）協議会の議事確認

- 意見① 取り組みの進捗状況として「とめる」の取り組みが進んでいないように見えるが理由を整理することが必要。
- 意見② 鉄道事業者としての連携として、駐輪データ等を活用し検討を進める。シェアサイクルポートの設置等での協力も考えられる。
- 意見③ 安全教育、駐輪対策等では、自転車販売店、商店街やスーパー等と連携することも検討。
- 意見④ 自転車事故の問題は、地域や警察、教育機関等と連携した取り組みが必要。
- 意見⑤ 日中の放置自転車は減少しているが、夜間の放置自転車が目立つ状況にある。

③スケジュールについて



2. 「とめる」施策に関すること

現行計画の枠組み		取り組みの実績・評価
1 自転車等駐車場の整備促進	①公共自転車等駐車場の整備 ・区が進める自転車等駐車場の整備 ・鉄道事業者等の関係者と連携した駅前共用自転車等駐車場の整備 ・民間自転車等駐車場の育成・支援	・H21年2.5万台→H30年3.3万台に収容台数を増加 ・H25年以降、京急沿線高架下6か所開設 ・H25年度に条例を改正（50台→30台） ・補助制度12件の実施
	②施設等自転車等駐車場の整備促進 ・商業施設、事業所等の附置義務制度 ・附置義務対象外施設への対応	・附置義務対象の用途の拡大 ・対象施設規模の縮小（500㎡→200㎡） ・自転車等駐車場の整備を働きかけ
	③管理・運営形態の改善 ・効率的な施設利用がなされる管理・運営方法 ・設備改善による効率性、利用者サービスの向上 ・民間事業者活用の拡大	・自転車等駐車場の適正配置等を検討 ・機械化の導入 30/52か所（有料制） 電子マネー対応 16/52か所（有料制）
2 区営自転車等駐車場の利用促進	④利用申し込み制度の見直し ・利用申し込み方法の簡素化、公平化	・定期利用の申し込み方法一部施設での見直し
	⑤料金体系の見直し ・駐車場の有効活用につながる料金設定、適正で公平な料金設定の実現 ・利用目的に対応した料金制度の導入 ・割引制度等の導入	・駅からの距離や設備等に応じた料金設定基準を検討 ・2時間無料など、買い物利用を想定した料金設定16/52か所（有料制） ・学生・障がい者等を対象にした割引制度の検討
3 放置防止対策	⑥適切な放置禁止区域の設定 ・放置禁止区域の設定の見直し ・放置禁止区域の周知方法の見直し	・実態に応じた放置禁止区域の見直し ・HPや看板での周知実施
	⑦効率的な撤去返還システムの構築 ・問合せ窓口の一元化 ・撤去保管所の近接地での確保 ・撤去手数料の見直し	・問合せ窓口について他区の状況を調査 ・撤去に関しては他区の撤去手数料も参考にして検討中
	⑧放置の抑制 ・自転車等駐車場への案内誘導 ・景観・環境に考慮した抑止方法の検討 ・徒歩や他の交通機関の利用促進等	・放置台数の減少 【実績】H21年：1,825台/日 H30年：887台/日 ・コミュニティサイクルの試行的導入 堅調な利用率の向上 →利用環境・活用推進を視野に本格導入を検討中

①自転車等駐車場の不足している理由

- ・駅周辺の土地確保が困難
 - ・民間駐輪場の収益不足（利益になりにくい）
 - ・駅周辺への乗り入れ台数の増加を抑制できない
- 今後の課題**
- ・将来の適切な台数の把握。
 - ・運営主体（鉄道事業者等）との連携、役割の明確化
 - ・将来需要を踏まえた附置義務制度改定の必要性
 - ・小スペースで収容力のある駐車場整備の検討

②管理・運営形態の検討が必要な理由

- ・各地域で駐輪ニーズ（目的、料金、場所、形態等）が多様なため方向性が定まらない
 - ・土地利用条件等で設備の機械化を導入できない（ゲート式等）
- 今後の課題**
- ・効率的な管理運営の方法の検討（指定管理者制度、小スペースを活かす設備の機械化等）
 - ・目的に応じた利用方式等を見直し

③駐輪料金等の検討が必要な理由

- ・区民にわかりやすい料金設定基準とする必要がある
- 今後の課題**
- ・特定施設への集中を改善することによる設備の有効活用
 - ・受益者負担等考慮した料金設定基準

④放置自転車対策の効率化が必要な理由

- ・廃棄目的による放置
 - ・保管所の立地条件により適切な撤去作業ができない
 - ・自転車利用者のモラル（めんどう等）の問題
- 今後の課題**
- ・放置対策の継続した取り組み
 - ・返還率の向上、保管所の適正配置
 - ・放置防止対策に係る経費等の再検討

■次期総合計画に向けた方向性

- ①将来の自転車等駐車場需給の予測立体的な機械式駐車場（自動収納）の導入を検討
- ②区営自転車等駐車場事業の効率化の検討
- ③料金設定基準の検討
- ④効率的な放置対策の展開

3. 「はしる」施策に関すること

①大田区自転車ネットワーク整備実施計画 (H28~37年度)

- 平成28年度に策定した「自転車ネットワーク整備実施計画」に基づき第1期の整備を進め、全170kmのうち令和2年3月末時点で約64kmの整備を予定しています。第II期の整備に向け、既存の整備で判明した課題を検証し、計画の見直しを図ります。

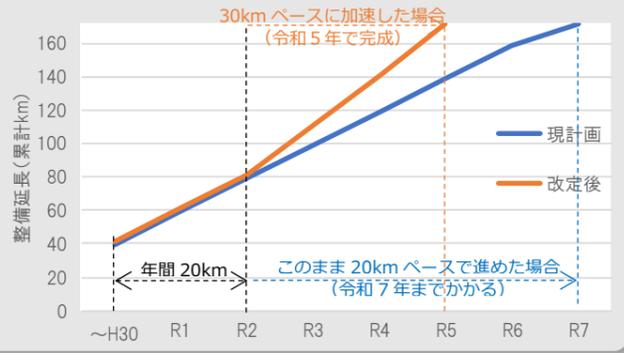


②自転車ネットワークの連続性の確保 (整備の促進)

- 自転車ネットワークの整備は歩行者との事故軽減のため、日常生活圏を基本として整備を進めてきました。しかし、整備途中であることから自転車ネットワークとしての連続性が低い区間など散見される状況にあります。このため、自転車ネットワーク整備を加速し、早期に連続性の確保を図ります。

■整備スケジュールの短縮イメージ

- 自転車走行環境全170kmについて、第1期~第3期の区分で整備します。
- 令和2年以降の整備については、年間約20kmの整備ペースを、**年間約30kmに加速**します。



③ソフト施策の推進

ソフト面の取り組み

- 自転車に関するアンケートや交通量調査等から、自転車利用者への矢羽根型路面表示等の認知度は向上しており、走行環境として効果が確認できています。今後は、歩行者、自動車等のドライバーの矢羽根型路面表示等の認知度向上に向けて、自転車利用者以外への周知啓発を実施していきます。

■自転車利用者以外への周知ツール (例)



(例) 子供向けリーフレット



(例) ドライバー向けリーフレット (金沢自転車ネットワーク協議会)

4. 「まもる」施策に関すること

対象者	義務教育期			高等教育期		成人			高齢者	
	幼児	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生	大学生	大人 (会社員等)	子育て (幼児期)		子育て (小学生)
教えるべき交通ルール	全ての人に:【自転車は車両】であり【車道の左側通行】の原則を共有する									
	全ての人に:歩行者をはじめ、周りの交通にも配慮したルール・マナーの遵守(やむなく歩道を通るときは歩行者優先で通行する)									
	道路通行時の交通ルールを知る	自転車に乗るときの交通ルールを知る	車道での安全な通行方法を身につける	自転車にも罰則があることを理解し、遵守する意識をもつ						
		歩道通行が特別に認められていることを意識する		歩道通行は例外であることを理解し、車道を安全に通行する						
大田区の取り組み	交通安全移動教室(講習+体験)			交通安全教室(講習)		スクアード・ストレイト自転車安全教室		高校生へのスクアード・ストレイト教室の展開(R1~)		
	安全教室(講習会、体験等)			交通安全だよりの配付(全国・全校)						
	情報提供(チラシ配布など)			イベントでの交通安全の周知・啓発(おたふれあいフェスタ、交通安全パレードなど)						
				区職員に対する庁内報での周知						
年齢層の特徴	保育園・小中学校と連携しており、比較的教育的機会が充実している層						3歳児検診でのチラシ配布			高齢者交通安全体験教室
							交通安全だよりの配付(全国・全校)			高齢者交通安全大田区民のつどい
						区広報などを通じた周知・啓発			高齢者との交通安全集会	
									他と比べると機会が充実している層	

方向性①

高校生向け交通安全教育の展開

- これまで中学生に対して実施してきたスクアード・ストレイト教育を、2校を先行的に実施し高校生にも拡大していきます。



方向性②

「働き世代」向け広報の展開

- 先行して右のポスターを作成し、鉄道事業者、バス事業者と連携して通勤途中等に目につく場所に掲出していきます。



方向性③

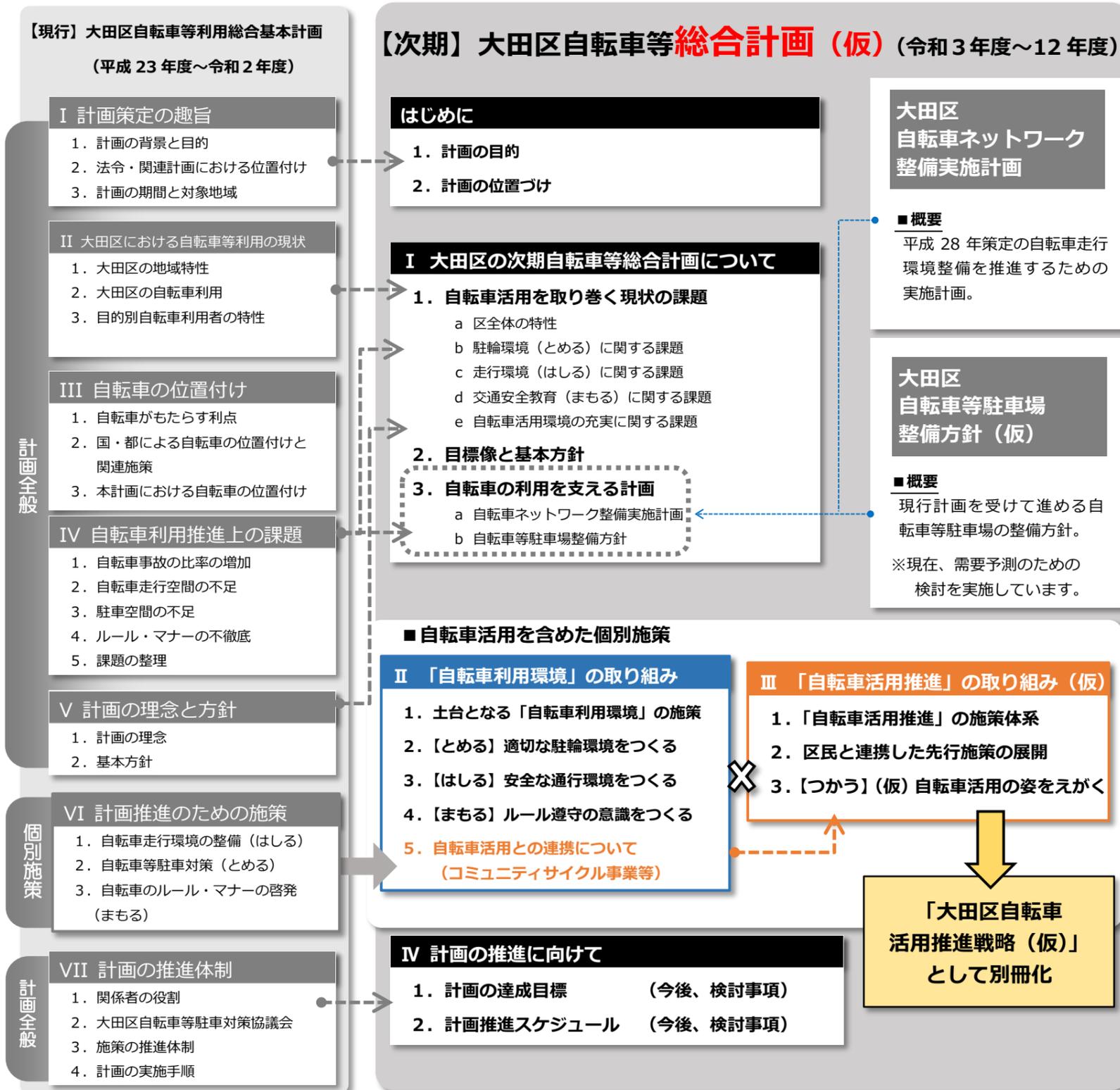
「子育て世代」向け教育の展開

- 区内の幼稚園や保育園で、保護者を対象とする自転車の安全な利用の講習を、交通管理者等と調整しながら次年度より実施するよう準備を進めています。



5. 次期計画骨子（案）に関すること

- 平成 23 年度策定の自転車総合基本計画では「はしる」「とめる」「まもる」の個別施策に合わせて、自転車利用環境の向上に向けた取り組みを進めてきました。
- 一方で、国の自転車活用推進法や、これまでに進めてきた現行計画での課題等を踏まえ、下記に示す内容を案として次期計画策定にむけ議論を深めていきます。



6. 第 2 回協議会の主な意見

議論 (1) 「とめる」施策に関すること	
1	環状八号線での駐輪対策のために東京都から土地を貸し出して、大田区が管理する駐輪場にすることができるか。 →東京都でも大田区に土地を貸し出して、駐輪場を整備するというなど大田区とも対策について話をしていますので、協議の上進めていきたい。
2	現行の総合計画の策定時に細かな駐輪料金の設定を検討したと思うが、現状どうなっているのか。 →来年度の次期総合計画の改定に向けて、基礎となる需要予測を検討しているところ。

議論 (2) 「はしる」施策に関すること	
1	自転車ネットワークの不連続な区間を早期に整備していくことはよいことだと思う。この区間は、従前のネットワーク計画に記載がある場所なのか。 →従前のネットワーク計画にあるものを早期に連続的なものに整備します。

議論 (3) 「まもる」施策に関すること	
1	自転車店では販売時の安全教育も行っているが、自転車の 8 割が量販店や通販で購入されている現状があり、取り組みがつかない。
2	通販での購入者が、若い世代の占める割合が大きいのを考えると、次期計画での高校生や働いている世代に安全教育を拡大するという方向性はよいと思う。 (まもる：社会人への教育施策について)
3	子育て世代の女性が、子どもの送迎や通勤などで、非常に速いスピードで走っていて危険だと思うので、対策してほしい。

議論 (4) 次期計画骨子（案）に関すること	
1	次期計画を作るだけで終わらず、具体的なアクションを重視してほしい。骨子を見ると現行計画と文言が変わっていない内容もある。
2	活用推進の内容も加わったので、絵に描いた餅にならないように先行施策を含めて、しっかりと実施してほしい。